

事務連絡
平成30年7月13日

地方厚生（支）局
年金調整課長 殿
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課

平成30年7月豪雨により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域に住所を有する国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日の延長について

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届、障害状態確認届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

また、20歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年7月31日までに、届書等を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成30年7月豪雨により災害救助法が適用された地域に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられることから、後日、厚生労働大臣告示により、届書等の提出期限を延長する予定であるので、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれたい。

なお、日本年金機構には別添のとおり連絡していることを申し添える。

事務連絡
平成30年7月13日

日本年金機構年金給付業務部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課

平成30年7月豪雨により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域に住所を有する国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日の延長について

配偶者又は子が加給年金額の対象者となっている受給権者又は受給者（以下「受給権者等」という。）及び住民基本台帳ネットワークシステムによる現況確認を行うことができない受給権者等は、毎年、誕生日の属する月の末日（以下「指定期限日」という。）までに生計維持確認届、現況届、障害状態確認届等（以下「届書等」という。）を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

また、20歳前障害基礎年金の受給権者は、毎年7月31日までに、届書等を日本年金機構に提出しなければならず、この提出がないときは、年金の支払が一時差止めとなる。

平成30年7月豪雨により災害救助法が適用された地域に住所を有する受給権者等であって、同豪雨後間もなく指定期限日が到来するものは、指定期限日までに届書等を提出することが困難であると考えられることから、後日、厚生労働大臣告示により、届書等の提出期限を延長する予定であるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、地方厚生（支）局には別添のとおり連絡していることを申し添える。